4　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　契約保証金　免除
⑶　虚偽の内容が記載されている参加表明書又は技術提案書は無効とする。
⑷　手続きにおける交渉の有無　無
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　当該業務に直接関連する他の業務の一部を契約相手方と随意契約により締結する予定の有無　無
⑺　関連情報を入手するための照会窓口　上記３⑴に同じ
⑻　詳細は説明書による。
5　Summary
⑴　Classification of the services to be procured : 42
⑵　Subject matter of the contract : RIKEN Tsukuba Campus-Campus plan evaluate
⑶　Time limit to express interests : 3 : 00 PM 10, August, 2021
⑷　Time limit for the submission of proposal : 3 : 00 PM 13, September, 2021
⑸　Contact point for the notice : Yasushi SHIMONO, Finance Section, Tsukuba Administrative Division, RIKEN Tsukuba Branch, 3―1―1 Koyadai Tsukuba-shi 305―0074 Japan, TEL 029―836―9001

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。
令和３年７月28日
西日本高速道路株式会社関西支社
支社長　永田　順宏
◎調達機関番号　419　◎所在地番号　27
○第29号
1　業務概要
⑴　品目分類番号　42
⑵　業務名　西名阪自動車道（特定更新等）法隆寺ＩＣ～天理ＩＣ間床版取替基本設計業務
⑶　業務箇所　自）奈良県北葛城郡河合町
至）奈良県天理市櫟本町
⑷　業務内容　本業務は、西名阪自動車道（法隆寺ＩＣ～天理ＩＣ間）に位置する御幸大橋、大和川東高架橋、西安堵橋、岡崎川橋の床版取替設計及びう回路仮橋設計等を行うものである。
⑸　履行期間　本業務は、受注者の円滑な設計体制の確保を図るため、事前に体制確保等の準備を行うことができる余裕期間（契約締結日から業務の始期日までの期間）を設定した業務であり、発注者が定めた一定の期間内において落札者が業務の始期日を任意に設定することができる業務である。なお、受注者は、発注者との協議を経た上で、落札後７日以内に履行期間通知書により業務の始期日を通知すること。
余裕期間内は、管理技術者、担当技術者及び照査技術者を設置することを要しない。また、現地調査を伴わない設計図書の照査等の準備を行うことはできるが、現地調査、設計打合せ等、設計業務の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。
履行期間　業務の始期日から450日間（ただし、令和４年３月１日（業務開始期限）までに業務を開始すること）
なお、低入札価格調査等により、上記の業務開始期限以降に契約締結となった場合には、余裕期間を設定することはできず、契約日の翌日から450日間で業務を完了させること。したがって、落札決定後から契約日までの間に実施する業務の始期日に関する協議は実施しない。
2　技術提案書の提出者に要求される資格
⑴　西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号）第６条の規定に該当しない者であること。
⑵　西日本高速道路株式会社における令和３・４年度調査等競争参加資格（橋梁設計）の認定を受けている者であること。
⑶　参加表明書の提出期限の日から見積りの日までの期間に、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領（平成17年要領第96号）」に基づき、「地域１」において、入札参加資格停止を受けていないこと。
⑷　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑸　競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
①　以下のいずれかの場合に該当する資本関係
Ⅰ）子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。
Ⅱ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。
②　以下のいずれかの場合に該当する人的関係
Ⅰ）一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げるものをいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が会社更生法に基づく更生会社又は民事再生法に基づき再生手続きが存続中の会社等である場合を除く。
㈠　株式会社の取締役。ただし、次に掲げるものを除く。
ａ）会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
ｂ）会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
ｃ）会社法第２条第15号に規定する社外取締役
ｄ）会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
㈡　会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
㈢　会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
㈣　組合の理事
㈤　その他業務を執行する者であって、㈠から㈣までに掲げる者に準ずる者
Ⅱ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第１項又は民事再生法第64条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
Ⅲ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。
③　以下のいずれかの場合に該当する入札の適正さが阻害されると認められる関係
Ⅰ）組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合。
Ⅱ）その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
3　公募型プロポーザル方式に関する事項　公募型プロポーザル方式とは、参加希望者に本手続への参加の希望を表明する書類（以下「参加表明書」という。）を提出させることにより、参加希望者に係る技術的適性の審査を行って技術提案を行わせる者を選定し、次いで、選定された者に特定テーマに係る技術提案を記載した書類（以下「技術提案書」という。）を提出させ、当該技術提案を評価し、会社にとって最も有利な提案を行った者を見積者として特定する手続である。
4　手続等
⑴　担当部署　西日本高速道路株式会社関西支社　総務企画部経理課　課長代理　中川　聖子　〒567―0871 大阪府茨木市岩倉町１番13号　電話06―6344―9242　ＦＡＸ06―6344―9913
⑵　入札説明書の交付期間及び方法
①　期間　令和３年７月28日（水）から令和３年８月10日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。